

日作協発 第 338 号
平成 25 年 9 月 25 日

厚生労働省保険局医療課
保険局長 木倉 敬之 様
医療課長 宇都宮 啓 様

一般社団法人 日本作業療法士協会
会 長 中 村 春 基

平成 26 年度 診療報酬改定に関する要望
【身体障害関連領域】

日頃より、リハビリテーション専門職の活動にご理解・ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

このたび表題の件につきまして、日本作業療法士協会の意見を取りまとめました。下記の事項についてご尽力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. 心大血管疾患リハビリテーション料の施設基準への作業療法士の職名追記
2. リンパ浮腫指導管理料の算定職種への作業療法士の職名追記
3. 緩和ケア病棟におけるリハビリテーションの評価
4. 小児外来リハビリテーションー教育機関・連携実施記録料の新設

1. 心大血管疾患リハビリテーション料の施設基準への作業療法士の職名追記

心大血管疾患リハビリテーションの対象患者は、急性心筋梗塞等の内科的、外科的治療後等で経過が良好な症例においては、現行の自転車エルゴメーター等を用いた運動療法を中心とした対応が可能です。

しかしながら、重症者に関しては、運動療法に十分取り組むことができないこともあり、障害の特殊性に配慮した ADL 能力向上、生活適応の拡大を支援する対応の必要性があります。また、早期から日常生活や社会生活に必要な作業活動を通じて、社会復帰や生活機能の回復を図ることは、患者の生活の質(QOL)の向上のためにも重要です。

作業療法は、これらの ADL・IADL の低下に対して心肺機能の状況に応じた活動量の設定や心機能への負担を軽減する動作の習得、住環境整備などの ADL・IADL トレーニングを中心とした支援を行っています。既に呼吸器リハビリテーション料において、チーム医療としての類似した役割を作業療法士が担っている実績があることから、この重要性は明らかです。

心疾患患者の生活の質の向上への支援の充実のためにも、H000 心大血管疾患リハビリテーション料の算定要件への作業療法士の職名追加をお願いいたします。

※本件に関しては、心臓リハビリテーション学会の賛同も得られており、内保連に要望があげられております。

2. リンパ浮腫指導管理料の算定職種への作業療法士の職名追記

リンパ浮腫指導管理料は通達では、「保険医療機関に入院中の患者であって～中略～医師または医師の指示に基づき看護師又は理学療法士が、リンパ浮腫の重症化等を抑制するための指導を実施した場合に、入院期間中 1 回に限り算定する。」となっています。

悪性腫瘍の術後患者、特に乳腺悪性腫瘍術後患者の場合、日常生活活動 (ADL) や生活関連活動 (IADL) の拡大、癌そのものによる影響、または廃用による上肢機能の改善に向けたチーム支援が必要であり、作業療法は欠かせない専門職です。

作業療法士は乳腺悪性腫瘍の術後等を中心にリンパ浮腫の指導に関与している実態もあり、加えて厚生労働省の委託事業である『リンパ浮腫研修』の受講資格も有しています。

本管理料の対象となる患者の地域生活の移行、継続の支援体制の充実を図るためにも作業療法士の職名追加をお願いいたします。

※本件に関しては、リハビリテーション医療関連団体協議会、関連する 7 学会、リハビリテーション専門職 3 協会協議会の賛同も得られております。

3. 緩和ケア病棟におけるリハビリテーションの評価

リハビリテーション専門職 3 協会（日本作業療法士協会・日本理学療法士協会・日本言語聴覚士協会）と日本ホスピス緩和ケア協会の共同による緩和ケア病棟への実態調査（平成 24 年）では、リハビリテーションの必要性は患者の総数に対して半数以上と判断されているにもかかわらず、十分な関わりが出来ていない現状があります（実施は緩和ケア病棟病床数の 36.5%）。

今後は、看取り中心のケアと在宅復帰に向けた支援の 2 極化が推測されている中で、双方にリハビリテーション専門職の果たす役割は大きいといえます。

リハビリテーションを必要としている対象者への支援の充実のための体制づくりとして、リハビリテーションチーム加算を含めた評価を行うことを要望いたします。

※本件に関しては、リハビリテーション医療関連団体協議会、関連団体、リハビリテーション専門職 3 協会協議会の賛同も得られております。

4. 小児外来リハビリテーションー教育機関・連携実施記録料の新設

小児リハビリテーションにおいて、病院での治療方針を教育現場へ正確に伝えることは、家族にとって安心した子育てとつながります。医療と教育の双方が状況を把握することは、それぞれの支援において、病院から地域へのすみやかな移行だけでなく、地域での健やかな発達や自立を目標とした治療計画が立案できます。

以上のことから、小児外来リハビリテーションの際に、リハビリテーション専門職が特別支援学校等の教員に対してその専門的指導を行った場合、リハビリテーション連携実施記録料の算定を要望いたします。

※本件に関しては、リハビリテーション医療関連団体協議会、リハビリテーション専門職 3 協会協議会の賛同も得られております。